

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年8月 19 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	4件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600099号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600024号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を37万5,000円、平成18年12月18日の標準賞与額を43万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日及び平成18年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日及び平成18年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を38万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月
② 平成18年12月

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与支給一覧及び日本年金機構が保管している同僚の当該期間に係る賞与の明細書(以下「賞与台帳等」という。)により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、賞与台帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は37万5,000円、請求期間②は43万2,000円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、同僚の当該期間に係る賞与の明細書から、請求期間①は平成16年12月17日、請求期間②は平成18年12月18日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月17日及び平成18年12月18日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、賞与台帳等により、請求者はA社から、平成16年12月17日に38万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を38万4,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600126号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600023号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を47万2,000円、平成18年12月18日の標準賞与額を55万円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日及び平成18年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日及び平成18年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を48万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月
② 平成18年12月

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与支給一覧及び日本年金機構が保管している同僚の当該期間に係る賞与の明細書(以下「賞与台帳等」という。)により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、賞与台帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は47万2,000円、請求期間②は55万円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、同僚の当該期間に係る賞与の明細書から、請求期間①は平成16年12月17日、請求期間②は平成18年12月18日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月17日及び平成18年12月18日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、賞与台帳等により、請求者はA社から、平成16年12月17日に48万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を48万4,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600171号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600025号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月18日の標準賞与額を48万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賞与支給一覧及び日本年金機構が保管している同僚の当該期間に係る賞与の明細書により、請求者は、当該期間に同社から48万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(48万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、同僚の当該期間に係る賞与の明細書から、平成18年12月18日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月18日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600203号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600026号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を42万円、平成18年12月18日の標準賞与額を43万円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日及び平成18年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日及び平成18年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を43万円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月
② 平成18年12月

年金事務所からの連絡により、A社の請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、A社から提出された当該期間に係る賞与支給一覧及び日本年金機構が保管している同僚の当該期間に係る賞与の明細書(以下「賞与台帳等」という。)により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、賞与台帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は42万円、請求期間②は43万円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、同僚の当該期間に係る賞与の明細書から、請求期間①は平成16年12月17日、請求期間②は平成18年12月18日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月17日及び平成18年12月18日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、賞与台帳等により、請求者はA社から、平成16年12月17日に43万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を43万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600109号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600013号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年*月から平成3年3月まで

私は、請求期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いなく、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、これまでに請求期間の国民年金保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を23回行っているが、既に当該訂正請求に対して、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。